

## 随意契約等見直し計画

平成23年11月  
独立行政法人国立国際医療研究センター

### 1. 随意契約等の見直し計画

#### (1) 随意契約の見直し

平成22年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成22年度実績		見直し後	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	(85.6%) 441	(88.1%) 11,945,753	(89.7%) 462	(94.1%) 12,755,966
競争入札	(85.2%) 439	(87.8%) 11,904,099	(89.3%) 460	(93.7%) 12,714,312
企画競争、公募等	(0.4%) 2	(0.3%) 41,654	(0.4%) 2	(0.3%) 41,654
競争性のない随意契約	(14.4%) 74	(11.9%) 1,616,498	(10.3%) 53	(5.9%) 806,285
合 計	(100%) 515	(100%) 13,562,251	(100%) 515	(100%) 13,562,251

(注1) 見直し後の随意契約は真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成22年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約は下記のとおりであるが、点検・見直しを行い、契約者以外の応募希望者に対して、応札しなかった理由及び改善すべき事項点等の意見を聴取すべくアンケートを行い調査を実施するとともに原因を究明する。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これらの結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成22年度実績)

実 績	件 数	金額 (千円)
競争性のある契約	441	11,945,753
うち一者応札・一者応募	(17.9%) 79	(14.5%) 1,728,526

(注) 上段 ( %) は競争性のある契約に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

- ① 随意契約 (少額、緊急性のあるものを除く。) は、その契約事由の妥当性を外部委員も含めた「契約審査委員会」による事前審査を実施。
- ② 平成22年度調達案件のうち、前回一者応札及び落札率100%の契約についても「契約審査委員会」として事前に審査を実施。
- ③ 監事及び外部委員で構成する「契約監視委員会」を設置 (H22.12) し、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約について、契約の適正性、妥当性及び競争性確保の適否について審議。
- ④ 内部統制の充実強化のために設置した「監査室」により、契約を重点項目とした内部監査による点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、原則、一般競争入札を徹底する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

一者応札・一者応募に対する以下の取り組みを実施する。

①入札公告内容

入札公告は、公告情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。

②公告の方法

入札公告は、全てセンターホームページへの掲載や院内掲示を行うこととする。さらに、業界紙への掲載や参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。

③公告の期間

可能な限り土日・祝日等に配慮し、入札期日の前日までの間に10日間以上確保する。

④資格要件

資格要件は、官公庁等の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

⑤仕様内容

ア 仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく記載する

イ 特定の者が有利となる仕様にしない。

ウ 発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

⑥参加者への配慮

ア 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。

イ 複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう複数年契約とするなど配慮する。

⑦その他

一者応札・応募となった案件については、契約者以外の応募希望者に対して、応札しなかった理由及び改善すべき事項点等の意見を聴取すべくアンケートを実施し、今後の契約事務の参考とする。